



平成27年4月1日以降の 主な法改正等のご案内

今回のあおぞらレターは、昨今発表された法改正や行政通達など、4月1日以降の変更点について、ダイジェストでお伝えいたします。近年は、施行まで期間の空く改定が多いため、以前にご案内した内容も含めて、今一度ご確認いただければと思います。



平成27年4月施行

●雇用保険法関連の改正

- * 雇用継続給付等の申請期限が過ぎた場合でも、時効（2年）までは申請が可能となりました
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000080285.pdf>
- * 1歳を超え1歳6カ月までの育児休業給付金申請にあたって、保育所以外の認可保育園等に入所できなかった場合も申請が認められます：<http://www.hourai.mhlw.go.jp/hourai/doc/tsuchi/T150414N0040.pdf>

●労働契約法関連の改正（「専門知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」）

- * 改正労働契約法（H25.4.1）による有期労働契約5年超の無期労働契約転換申入れについて、定年再雇用の労働者等に例外が認められました：あおぞらレター169号 <http://sr-aozora.biz/contents/letter/169.pdf>

●パートタイム労働法の改正

- * パートなど短時間労働者の方の相談窓口の周知、雇入れ時の雇用管理の改善措置の説明などが義務化されました：あおぞらレター168号 <http://sr-aozora.biz/contents/letter/168.pdf>

●労働保険関連の改正

- * 平成27年4月から労災保険率と請負による建設の事業に係る労務費率等が改正されました
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11401000-Roudoukijunkyokuroudouhoshoubu-Rousaikanrika/0000068066.pdf>

●労働基準法関連の改正

- * 休憩時間の自由利用の除外対象者に、ベビーシッターなど居宅で児童の保育を行う家庭的保育者が追加されました
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutokatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000075957.pdf

その他

- 障害者関連の指針… 改正障害者雇用促進法（平成28年4月1日施行）における合理的配慮指針などが示されました。<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078980.html>
- 労働安全衛生法の改正… ストレスチェック及び面接指導の実施（平成27年12月施行）に関し、具体的内容が発表されました。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150422-1.pdf>
- 国民年金保険料… 毎月の国民年金保険料は平成27年度は15,590円、28年度は16,260円となります
- 派遣法関連… みなし雇用制度（平成27年10月1日施行）については後日指針が発表される予定です
- 助成金関連… 今年度の助成金概要が発表されています
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000059847.pdf>

今回詳細をお知らせできなかったものについても、順次今後のあおぞらレターで取り上げていく予定です

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277